

一般社団法人かんでんち定款

第1章 総 則

(名称) 一般社団法人かんでんち

第1条 当法人は、一般社団法人かんでんちと称する。

(主たる事務所) 千葉県木更津市入浦1丁目1番地

第2条 当法人は、主たる事務所を千葉県木更津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的) 乳幼児から高齢者、障がいのある方まで、安心できる居場所を提供すること

第3条 当法人は、乳幼児から高齢者、障がいの有無を問わず、誰もが安心できる居場所を提供し、世代を超えた交わりの中で食や体験活動を通じて、自分らしく健康で生活してゆけることに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 子どもの居場所づくり事業
- (2) コミュニティカフェ・飲食製造運営事業
- (3) ワークショップ等のイベント開催事業
- (4) 各種共催事業
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(公告の方法) 公告は千葉県木更津市に設立された施設内アピア木更津駅前店、社会福祉法人の本部

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第3章 社 員

(入会)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 社員は別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

(社員資格の喪失)

第10条 前条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (4) 総社員が同意したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 社員総会は、定時社員総会として毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より 1 週間前までに、社員に対して発する。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印する。

2 前項の規定により作成した議事録は、社員総会の日から 10 年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

第 5 章 役 員

(役員の設置)

第 19 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上
- 2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

(選任)

第 20 条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は理事の互選によって定める。

3 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(任期)

第 21 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

3 理事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第 23 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 24 条 理事の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第 25 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 26 条 当法人は、一般法人法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、社員総会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 基 金

(基金の拠出)

第27条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができる。

(基金の募集)

第28条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、社員総会で決議する。

(基金の拠出者の権利)

第29条 基金の拠出者は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。当法人の解散のときまでこれを返還しない。

(基金の返還の手続)

第30条 基金は、定時社員総会が決定したところに従って返還する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第31条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から（翌年）3月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第32条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

（1）事業報告

（2）貸借対照表

（3）損益計算書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第33条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第34条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第35条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第36条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第37条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から令和4年3月末日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第38条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 住所 千葉県木更津市木更津3丁目14番16号
氏名 矢部 牧子

設立時社員 住所 千葉県木更津市請西東2丁目11番地15
氏名 山野寺 由紀

設立時社員 住所 千葉県木更津市朝日2丁目8番16号

氏名 大高 涼子

(設立時の役員)

第39条 当法人の設立時理事は、次のとおりとする。

設立時理事 矢部 牧子
設立時理事 山野寺 由紀
設立時理事 大高 涼子
設立時代表理事 矢部 牧子

(法令の準拠)

第40条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人かんでんち設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印をする。

令和4年2月10日

設立時社員 矢部 牧子



設立時社員 山野寺 由紀



設立時社員 大高 涼子







(1)
(2)
(3)
(4)
(5)
(6)
(7)
(8)
(9)
(10)
(11)
(12)
(13)
(14)
(15)
(16)
(17)
(18)
(19)
(20)

令和4年登簿第4号

嘱託人3名は、本職に対し、設立される法人の実質的支配者となるべき者が矢部牧子である旨及び同人が暴力団員等でない旨を申告した。

嘱託人 山野寺由紀及び大高涼子の代理人兼嘱託人
矢部牧子は、本職の面前で、全嘱託人の記名押印を自認する旨を陳述した。

令和4年2月21日、本公証人役場において

千葉県木更津市東中央3丁目5番2棟102号

千葉地方法務局所属

公証人

石山順一



